

区民委員会報告資料

令和6年6月26日

報告事項件名	頁
1 定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）の取り組みについて	2
2 「ご遺族の方へ」の改訂について	8
3 令和5年度マイナンバーカードの交付実績と今後の方針について	9
4 国民健康保険加入全世帯への加入者情報の通知について	11
5 現在の保険証廃止に伴う短期証の有効期限について	17
6 後期高齢者医療被保険者証一斉更新および加入者情報の通知について	18
7 後期高齢者医療被保険者証廃止に伴う短期証の有効期限について	27

(区 民 部)

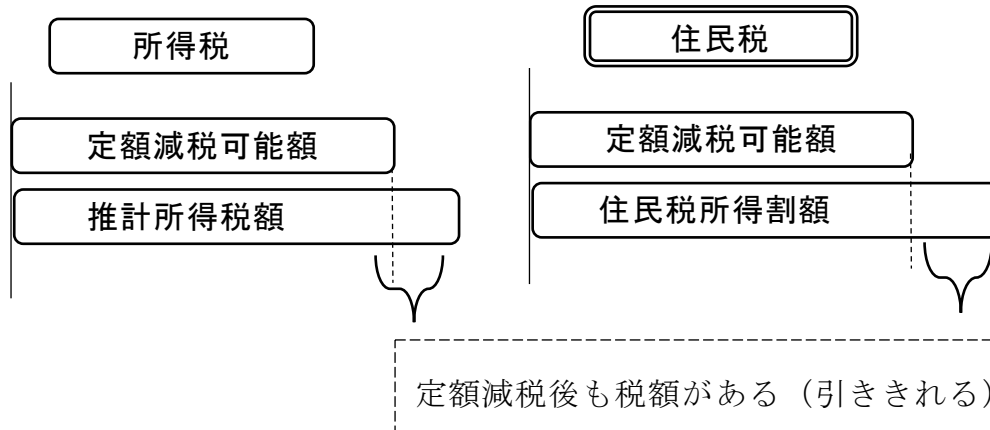
区民委員会報告資料

令和6年6月26日

件名	定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）の取り組みについて
所管部課名	区民部定額減税給付金担当課
内容	賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和することを目的として国が行う、令和6年分所得税および令和6年度個人住民税の定額減税の実施に伴い、減税しきれないと見込まれる方に対し、以下のとおり調整給付金を給付する。 ※ 別紙記載の④定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付） 1 対象 足立区から令和6年度個人住民税が課税されている方で、令和6年分推計所得税額・令和6年度個人住民税所得割額から、定額減税可能額^{（注1）}を減税しきれない方（約10万人）。 ※ 対象者へは、区から確認書（支給額、振込口座を確認する書類）を送付。確認書到着後、口座の誤りや希望口座かどうかを確認の上、署名や必要に応じて振込口座を記載し、区に返送する。 ^{（注1）} 定額減税可能額とは 所得税分 ▶ 3万円 × 減税対象人数（約47万8千人） 住民税所得割分 ▶ 1万円 × 減税対象人数（約50万6千人） 減税対象人数とは 納税者本人、控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の合計。※控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く 【調整給付金の対象になるケース】 定額減税可能額を税額から引ききれないため、給付金の対象 所得税 定額減税可能額 推計所得税額 不足（引ききれない） 住民税 定額減税可能額 住民税所得割額 不足（引ききれない）

【調整給付金の対象にならないケース】

定額減税可能額を税額から引ききれるため、給付金の対象外



2 調整給付額

①と②の合算額（合算額を万円単位に切り上げる）。

(1) 所得税分控除不足額の計算方法

$$\text{所得税分定額減税可能額 } 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) - \text{令和6年分推計所得税額 (減税前)} = \text{所得税分不足額①}$$

(2) 個人住民税分控除不足額の計算方法

$$\text{住民税分定額減税可能額 } 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) - \text{令和6年度個人住民税所得割額 (減税前)} = \text{住民税分不足額②}$$

(3) 調整給付額の計算方法

$$\text{所得税分不足額①} + \text{住民税分不足額②} = \text{調整給付額} \quad \text{※ 一万円単位で切り上げて算出}$$

(例) 納税者本人が妻と子ども1人を扶養している場合

(1) 所得税分控除不足額の計算方法

$$\text{所得税分定額減税可能額 } 3\text{万円} \times (1 + 2\text{人}) = 9\text{万円} - \text{令和6年分推計所得税額 (減税前) } 6\text{万5千円} = \text{不足額① } 2\text{万5千円}$$

(2) 個人住民税分控除不足額の計算方法

$$\text{住民税分定額減税可能額 } 1\text{万円} \times (1 + 2\text{人}) = 3\text{万円} - \text{令和6年度個人住民税所得割額 (減税前) } 2\text{万円} = \text{不足額② } 1\text{万円}$$

(3) 調整給付額の計算方法

$$\text{所得税分不足額① } 2\text{万5千円} + \text{住民税分不足額② } 1\text{万円} = \text{調整給付額 } 3\text{万5千円} \rightarrow \text{支給額 } 4\text{万円}$$

3 支給手続き

- (1) 区から対象者へ確認書を郵送。
- (2) オンラインで申請するか、区に確認書を返送する。
- (3) 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定。
- (4) 口座へ入金後、振込通知書を送付。

※ 区に確認書が到着後、およそ3週間後に振込。

4 スケジュール（予定含む）

日付	定額減税【住民税】	調整給付金【所得税+住民税】
5月14日	【住民税】特別徴収税額通知書 発送（給与所得がある方） ※課税額、定額減税額等を 記載した通知を事業者等 へ発送	—
5月27日	—	専用コールセンター開設
5月下旬	—	【所得税+住民税】 給付額算定ツール使用開始 （国が提供するシステム）
6月10日	【住民税】普通徴収税額通知書 発送（給与天引き以外の方） ※課税額、定額減税額等を 記載した通知を発送	事務処理基準日 ※基準日時点での税額 で給付金を計算
6月28日	—	【所得税+住民税】 第一弾・確認書発送 ※給与所得のみ、扶養なし で所得税、住民税どちらも 減税しきれなかった方 （約2,000人）
7月16日	—	【所得税+住民税】 第二弾・確認書発送 ※先行で送付した以外の方 （約98,000人）
7月下旬	—	第一弾・初回着金予定 （以降、順次振込）
10月31日	—	確認書提出期限（国の指定）

5 制度の周知

区民に、あだち広報6月10日号及び区ホームページで周知。

6 区が実施する専用コールセンターについて（外部委託）

令和6年5月27日（月）から開始

	問い合わせ方法等	内容
①	専用コールセンター （所在地：神奈川県）	あだち定額減税調整給付金ダイヤル 電話番号：0120-696-010 設置期間：令和6年5月27日（月）から 令和6年12月27日（金）（予定） 受付時間：平日の午前9時から午後8時まで （土・日・祝日を除く）
②	メール対応 （24時間受付） 令和6年5月27日 午前9時から受付開始	問い合わせメールを受信後、翌営業日に回答。 個人の特定の必要な質問にも回答を行う。 メールアドレス：info@adachi.shien-kyufukin.com
③	チャットボット （24時間受付） 令和6年5月27日 午前9時から受付開始	一般的な質問（個人を特定して回答しないもの） について、AIによる自動回答を行う。 （使用方法） WEB上で、キーワードの入力や、選択肢を選び、 回答が表示される。 チャットボットアドレス： https://embed.chatbot.digital.ricoh.com/careerlink7/app/index.html
④	自動音声案内 TEL：0120-696-010 平日午後8時～翌9時 土・日・祝日 ※コールセンター受付時間外に実施。 番号はコールセンターと同じ番号を使用。	一般的な質問（個人を特定して回答しないもの） について、AIによる自動回答を行う。 （使用方法） 自動音声に従って番号を伝えることで、説明を電話で聞くことができる。 （例） AI：「制度については「1」と回答ください。」 お客様：「1」 AI：「制度については、～」
⑤	税理士サポート	定額減税及び調整給付金に関する質問回答に際し コールセンター従事者が税理士資格を有する実務 専門家に相談できる体制を整備

7 定額減税給付金サポート窓口について（外部委託）

制度の説明、確認書の記入方法のサポート、オンライン申請のサポートなどを実施。平日は、区役所本庁舎内、土・日・祝日は商業施設等で行う。

（1）庁舎内概要

期間：令和6年7月1日（月）から令和6年11月29日（金）（予定）

場所：本庁舎中央館1階アトリウム（平日午前9時～午後5時まで）

（2）出張窓口

期 間：7月～10月（予定）

実施日：土・日・祝日

場 所：地域学習センター、江南住区センター、生涯学習センター、アリオ西新井、ベルクス西新井西店等（1日2か所程度）

※ 開設日・開設時間・会場等の詳細については、決まり次第区ホームページ等で周知を行う。

8 今後の方針

- （1）個人情報の漏えい等を防ぐため、委託事業者のコールセンター及び事務センターについて、区職員による実地検査を3回（事業実施前、コールセンター開設後、審査事務開始後）行う。実地検査は、区が作成したチェックリストに基づいて行い、個人情報を適切に管理する。
- （2）給付金を一日でも早く区民に支給するため、確認書等の事務処理に迅速、かつ細心の注意を払って取り組んでいく。
- （3）未申請の方へは再勧奨通知を送る（申請期限1か月前を予定）などして、申請漏れが無いように周知する。

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税の定額減税、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）を行う。



- ※ 令和5年度住民税均等割非課税世帯（1世帯7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（1世帯10万円）及び低所得の子育て世帯へのこども加算（児童一人あたり5万円）については、令和6年1月以降給付。
- ※ 特別税額控除（定額減税）（⑤）は、合計所得が1,805万円超の方は対象外。また、扶養親族は国外居住者を除く。
- ※ 定額減税しきれないと見込まれる方への給付（④）は、令和6年分所得税は推計で給付。実績が判明し、給付に不足が発生する場合は、令和7年度に追加で支給する。

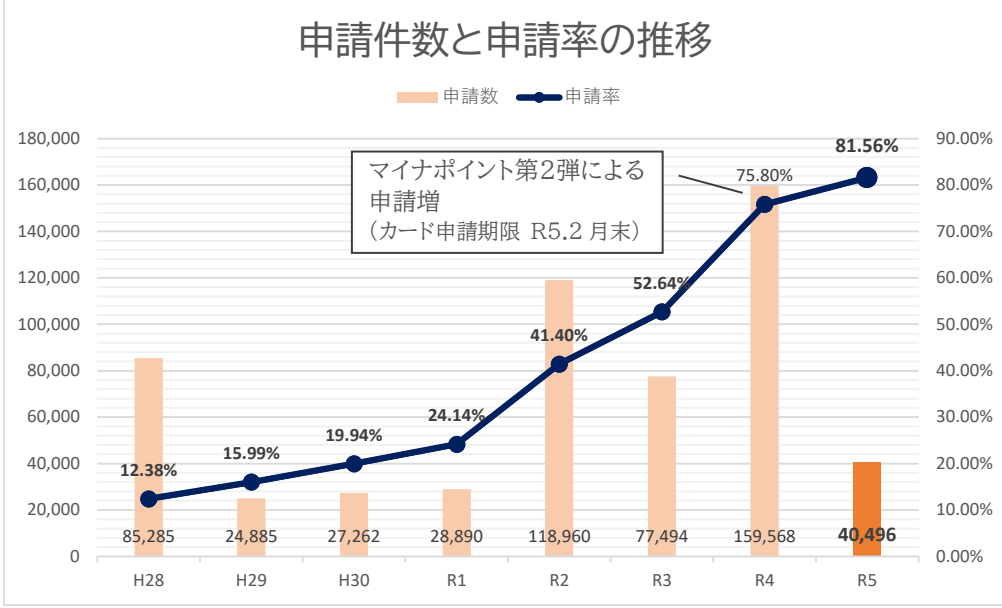
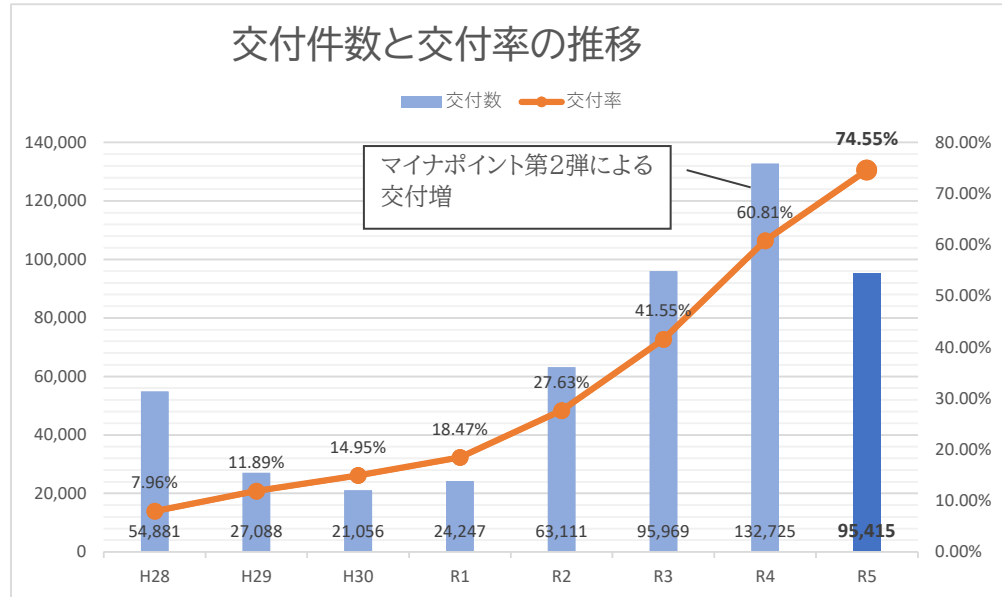
区民委員会報告資料

令和6年6月26日

件名	「ご遺族の方へ」の改訂について															
所管部課名	区民部戸籍住民課															
内容	区では、ご家族が亡くなられた際に必要となる各種手続きについて確認するために「ご遺族の方へ」を発行している。 令和7年度の発行に向けた見直しを行うため、今後の進め方について以下のとおり報告する。 1 作成方法 (1) 令和6年度までは、区が編集して印刷のみ業者へ発注していたが、令和7年度からは、民間提案型広告事業により、作成及び印刷を業者が行う。 (2) モノクロ印刷からカラー印刷へ変更する。 (3) 民間事業者は広告収入で冊子を作成し、年間20,000部を無償で区へ寄贈する。 (4) プロポーザル方式により民間事業者を選定する。 2 民間提案型広告事業を活用する目的 (1) ご遺族支援の業務知識を有する専門性の高い民間事業者がおり、その事業者のノウハウやアイデアに基づく提案を活用することで、内容の充実が期待できる。 (2) 事業者は、掲載した広告収入で区の定める冊子を作成するため、区の費用負担がなくなる（令和6年度 印刷製本費121万円）。 (3) 最長5年間の協定となり、その期間中は1年ごとに法改正や新規事業などの改訂に対応する。 3 スケジュール <table><tr><td>令和6年</td><td>7月</td><td>公募</td></tr><tr><td></td><td>8月</td><td>事業者決定</td></tr><tr><td></td><td>10月</td><td>協定締結</td></tr><tr><td>令和7年</td><td>3月</td><td>完成、寄贈</td></tr><tr><td></td><td>4月</td><td>配布</td></tr></table> 4 今後の方針 報道広報課と連携・協力して事業者の公募から協定締結までの手続を進める。また、初めて手続きを行う方でも分かりやすい記載内容となるよう工夫する。	令和6年	7月	公募		8月	事業者決定		10月	協定締結	令和7年	3月	完成、寄贈		4月	配布
令和6年	7月	公募														
	8月	事業者決定														
	10月	協定締結														
令和7年	3月	完成、寄贈														
	4月	配布														

区民委員会報告資料

令和6年6月26日

件 名	令和5年度マイナンバーカードの交付実績と今後の方針について
所管部課名	区民部戸籍住民課
内 容	令和5年度のマイナンバーカード申請・交付実績及び今後の方針について、以下のとおり報告する。 1 令和5年度の申請数及び交付数 (1) 申請実績  (2) 交付実績  ア 令和5年9月末でマイナポイントの付与が終了し、申請及び交付件数は減少となった イ 交付会場や休日交付を拡充し、マイナポイント期限までに受け取りを希望する方へ交付できるよう努めた。

2 マイナンバーカード申請のサポート

(1) 郵便局でのマイナンバーカード申請サポート（令和4年度から実施）

区内20か所の郵便局での申請書の作成や写真撮影など無料での申請サポートを引き続き行う。

実施する郵便局（区内20カ所、50音順）

郵便局名	住所	R5実績(件)
足立郵便局	千住曙町 42-4	53
足立伊興二郵便局	伊興 2-18-1	85
足立梅田郵便局	梅田 6-32-1	132
足立大川町郵便局	千住大川町 20-13	57
足立北郵便局	竹の塚 3-9-20	128
足立古千谷郵便局	古千谷本町 2-20-12	102
足立佐野郵便局	佐野 2-11-12	108
足立鹿浜八郵便局	鹿浜 8-11-4	83
足立新田郵便局	新田 2-12-8	19
足立竹の塚郵便局	竹の塚 5-8-5	163
足立中央本町郵便局	中央本町 2-19-10	72
足立椿郵便局	椿 2-18-15	80
足立中川郵便局	中川 3-3-17	65
足立西郵便局	西新井本町 4-4-30	179
足立西新井郵便局	西新井 1-5-2	84
足立花畑西郵便局	花畑 4-28-3	153
足立東綾瀬郵便局	東綾瀬 1-18-17	111
足立保木間郵便局	保木間 1-31-11	50
足立宮城郵便局	宮城 1-12-19	88
扇大橋駅前郵便局	扇 1-21-6	32
計		1,844

(2) 出張申請キャラバン事業の実施（令和4年度から実施）

交付会場でのカード交付が困難な高齢者や障がい者等に対して、引き続き区職員が通所施設やご自宅を伺い、申請サポート及び郵送交付の手続きを行う。

令和5年度実績 284件

3 今後の方針

引き続きマイナンバー制度の周知や申請サポートを行い、マイナンバーカードの交付促進に努める。

区民委員会報告資料

令和6年6月26日

件 名	国民健康保険加入全世帯への加入者情報の通知について
所管部課名	区民部国民健康保険課
内 容	国の通知により、国民健康保険加入全世帯に対し、個人番号の下4桁を含む加入者情報を通知することとなったので、以下のとおり報告する。 1 通知する理由 (1) 個人番号（マイナンバー）の紐づけ誤りの事案が確認され、国民に不安を招いたことを受け、令和5年6月以降、政府を挙げてマイナンバー情報総点検を進め、同年12月に完了した。 (2) 国民健康保険証情報についても、国民健康保険のデータベースの加入者情報と個人番号（マイナンバー）が一致していると確認作業を終えた。 2 加入者情報のお知らせの内容 (1) マイナンバーカードの保険証利用登録（紐づけ）の前段として、国民健康保険加入者の個人番号が、国民健康保険制度のデータベースに登録済みであること。 (2) 国保制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を通知し、正確に登録されていることを確認いただくこと。 ※ マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が済んでいること（紐づけが完了していること）を通知するものではない。 3 送付物 (1) 加入者情報通知書送付のお知らせ【区の説明文】（別紙1） (2) 医療保険のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）のお知らせ（別紙2） (3) マイナ保険証をご利用ください【国が作成したマイナ保険証利用促進チラシ】（別紙3）

	4 通知書の発送に要する経費 28,219千円 (経費内訳) ① 通信運搬費 21,902千円 ② 委託料 6,317千円 (財源内訳) ① 国庫支出金 15,515千円 ② 都支出金 11,488千円 ③ 前年度繰越金 1,216千円 ※ 区議会第2回定例会に補正予算(案)を提出予定 5 発送スケジュール 国の指定する10月末までに送付する。
--	--

加入者情報通知書送付のお知らせ

別紙1

同封の「大切なお知らせ」（加入者情報通知書）はマイナ保険証登録（紐づけ）完了の通知ではありません。以下のフローチャートに沿って、確認または手続きをお願いします。

- ① 通知書に表示の個人番号（マイナンバー）の下4桁をご確認ください。
- ② 通知書に記載されている下4桁の個人番号（マイナンバー）が、マイナンバーカードと違う場合には、国民健康保険課までご連絡下さい。
- ③ マイナンバーカードと保険証としての紐付けが済んでいない方は早めに（遅くとも有効期限までに）紐付けをして下さい。
- ④ 現在お持ちの保険証の有効期限は最長で令和7年9月30日です。

マイナンバーカードをお持ちの方

通知書

氏名	個人番号（マイナンバー）
	**** * 1234

マイナンバーカードの裏面

個人番号 **** * 1234

下4桁が一致

マイナンバーカードをお持ちでない方

通知書

氏名	個人番号（マイナンバー）
	**** * 1234

個人番号通知書（通知カード）や
住民票の写し（ご自身で取得）

下4桁が一致

氏名	個人番号（マイナンバー）
	**** * 1234

マイナンバーカードの申請にご協力ください

マイナンバーカードの保険証としての紐付けが済んでいる方

マイナンバーカードの保険証としての紐付けが済んでいない方

紐付け（利用登録）をしてください

紐付けしない場合

セブン銀行ATMで登録

24時間OK
手数料無料



パソコン・スマートフォン

パソコンでの登録は
ICカードリーダーが
必要です。



病院・薬局

顔認証付き
カードリーダー
で登録



区役所北館2階

国保課
2番窓口
で登録



令和6年12月2日以降、お手持ちの
保険証の有効期限前に「資格確認書」
を交付予定（申請不要）



マイナ保険証として利用できます

ご不明な点やご質問がありましたら
お問い合わせください。

大 切 な お 知 ら せ

医療保険のデータベースに登録されている 個人番号(マイナンバー)のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。
 なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

氏名	個人番号(マイナンバー)
山田 太郎	***** ** 1234
山田 花子	***** ** 5678
山田 次郎	***** ** 9101

【お問い合わせ先】

〒120-0012

足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号

足立区国民健康保険課 資格賦課担当

TEL : 03-3880-5240

(注) 上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。



マイナ保険証をご利用ください

－本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります－

マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが**できます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。

※ 有効期限が2025（令和7）年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。

・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。**



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

別紙3裏面

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

区民委員会報告資料

令和6年6月26日

件名	現在の保険証廃止に伴う短期証の有効期限について																								
所管部課名	区民部国民健康保険課																								
内容	令和6年12月2日に現在の健康保険証の廃止に伴い、次回の短期証の有効期限を以下のとおりとする。 1 現状および今後の対応 (1) 保険料の滞納者には通常の保険証（有効期限2年）よりも短い保険証（有効期限6ヵ月）を交付しており、現在の短期証の有効期限は令和6年9月30日である。【点線①】 (2) 次回の短期証の有効期限は、通常の保険証の有効期限と合わせるため、6ヵ月間ではなく、特例として令和7年9月30日までの1年間とする。【実線②】 ※ 国の通知で、現行の被保険者証からマイナ保険証への円滑な移行を図るため、改正法の施行日前において被保険者証を被保険者に最後に交付する際に、改正法の施行日から起算して1年間は、当該被保険者証を使用することが可能となる有効期限を設定するよう配慮するよう示されている。 (3) マイナ保険証を所持していない方には、本人の申請によらず資格確認書を交付する。【点線③】 2 保険証交付スケジュール <table><tr><td></td><td>R5. 10. 1</td><td>R6. 4. 1</td><td>R6. 10. 1</td><td>R6. 12. 2</td><td>R7. 10. 1</td></tr><tr><td>通常 の保険証 (有効期限2年間)</td><td colspan="5">← 2年間 →</td></tr><tr><td>短期証 (有効期限6ヵ月)</td><td colspan="5">← 6ヵ月間 ① → 1年間 ② →</td></tr><tr><td>マイナ保険証 資格確認書</td><td colspan="5">→ ③</td></tr></table>		R5. 10. 1	R6. 4. 1	R6. 10. 1	R6. 12. 2	R7. 10. 1	通常 の保険証 (有効期限2年間)	← 2年間 →					短期証 (有効期限6ヵ月)	← 6ヵ月間 ① → 1年間 ② →					マイナ保険証 資格確認書	→ ③				
		R5. 10. 1	R6. 4. 1	R6. 10. 1	R6. 12. 2	R7. 10. 1																			
通常 の保険証 (有効期限2年間)	← 2年間 →																								
短期証 (有効期限6ヵ月)	← 6ヵ月間 ① → 1年間 ② →																								
マイナ保険証 資格確認書	→ ③																								

区民委員会報告資料

令和6年6月26日

件 名	後期高齢者医療被保険者証一斉更新および加入者情報の通知について
所管部課名	区民部高齢医療・年金課
内 容	東京都後期高齢者医療広域連合からの通知により、被保険者証の一斉更新を行うとともに、個人番号の下4桁を含む加入者情報を通知することとなったので、以下のとおり報告する。 1 後期高齢者医療被保険者証一斉更新 (1) 更新対象者 後期高齢者医療制度の被保険者全員 発送見込数 約93,000人 (2) 有効期限 令和6年8月1日～令和7年7月31日（1年間） (3) 発送予定日 令和6年7月10日 ※ 10日郵便局持込、12日以降順次発送、簡易書留郵便 2 加入者情報を通知する理由 (1) 個人番号（マイナンバー）の紐づけ誤りの事案が確認され、国民に不安を招いたことを受け、令和5年6月以降、政府を挙げてマイナンバー情報総点検を進め、同年12月に完了した。 (2) 後期高齢者医療の情報についても、後期高齢者医療制度のデータベースの加入者情報と個人番号（マイナンバー）が一致していると確認作業を終えた。 (3) 後期高齢者医療制度のデータベースに加入者情報が登録されていることと、個人番号（マイナンバー）が正確に登録されていることを被保険者に確認いただく。 3 加入者情報のお知らせの内容 (1) マイナンバーカードの保険証利用登録（紐づけ）の前段として、後期高齢者医療制度被保険者の個人番号が、後期高齢者医療制度のデータベースに登録済みであること。 (2) 後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を通知し、正確に登録されていることを確認いただくこと。 ※ マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が済んでいること（紐づけが完了していること）を通知するものではない。

	4 加入者情報のお知らせの通知方法 後期高齢者医療被保険者証一斉更新の被保険者証と一体型の様式で通知する。(別紙2) 5 加入者情報のお知らせ及びマイナ保険証に関する送付物 送付物については、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合が作成した帳票を被保険者証と同封し送付することとなっており、東京都内共通である。 (1) 一斉更新説明用チラシ (別紙1) (2) 被保険者証、加入者情報のお知らせ【一体型】(別紙2) ※ 別紙2の記載内容は東京都後期高齢者医療広域連合で作成 (3) 制度改正周知用リーフレット (別紙3) (4) その他の送付物 ア 後期高齢者医療制度小冊子 イ 臓器提供意思表示説明チラシ ウ ジェネリック医療品希望シール
--	---

後期高齢者医療制度の 新しい被保険者証(保険証)をお送りします

東京都後期高齢者医療広域連合

新しい「後期高齢者医療被保険者証」(保険証)をお送りします。制度の詳細は、同封の冊子「後期高齢者医療制度のしくみ(以下、「小冊子」)」をご覧ください。

- ◎ 新しい保険証は、**青竹色**(青みの濃い、明るい緑色)です。
- ◎ 新しい保険証は、**令和6年8月1日から**、医療機関や薬局の窓口でご提示ください。
- ◎ 有効期間は、**1年間(令和7年7月31日まで)**です。
- ◎ これまでお使いの水色の保険証(有効期限が令和6年7月31日)は、令和6年8月1日以降、ご自身で破棄してください。
(7月中は破棄しないでください。)

- ・医療機関や薬局の窓口では、紙の保険証を提示するほかに、**マイナ保険証**(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)も利用できます。(裏面をご覧ください)

マイナ保険証を使うメリット

- ① 紙の保険証よりも医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- ② 過去のお薬情報や健康診断の結果などを医師や薬剤師に共有することで、データに基づいたより良い医療を受けることができます。
- ③ 限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
- ・保険証の有効期限が切れる前でも、世帯構成の変更や所得の更正などにより、自己負担割合が変更となる場合があります。自己負担割合が変更になったときは、新しい保険証をお送りします。これまでお使いの保険証は、お住まいの市区町村に必ず返却してください(郵送可)。**古い保険証をそのまま使用すると、後日、差額分の支払いや払い戻しの手続きが必要となる場合があります。**
- ・今回の送付物に保険証ケースは同封していません。新しいケースを希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口にご連絡ください。

令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されます。
令和6年12月2日以降の保険証の取扱いなど、詳細は同封のリーフレット(A3両面カラー)をご覧ください。

【お問合せ先】

- 広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519 (平日8:30~17:00、土日祝をのぞく)
- お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口
(市区町村の担当窓口のご連絡先は、同封の保険証の台紙や小冊子の裏面に記載しています。)

裏面もご覧ください

◆ 自己負担割合の判定方法(小冊子7～10ページ)

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの自己負担割合は、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の方の令和6年度住民税課税所得※などをもとに以下の基準で判定しています。なお、住民税課税所得が145万円以上でも、「現役並み所得者（3割負担）」の対象外となる場合があります。

自己負担割合	判定の基準
3割 (現役並み所得者)	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に、住民税課税所得が 145万円以上 の方がいる場合
2割 (一定以上所得のある方)	以下の①・②の 両方 に該当する場合 ①同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に、住民税課税所得が 28万円以上145万円未満 の方がいる ②「 <u>年金収入</u> 」+「 <u>その他の合計所得金額</u> 」の合計額が ・被保険者が1人 ： 200万円以上 ・被保険者が2人以上： 合計320万円以上
1割 (一般所得者等)	・同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が、いずれも 28万円未満 である場合 ・または、上記①に該当するが、②には該当しない場合

- ※ 住民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方は、上記にかかわらず「1割負担」となります。
- ※ 「住民税課税所得」とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの市区町村から送付される住民税納税通知書等で確認できます（「課税標準」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります）。

◆ マイナ保険証で安心して医療機関などを受診いただけます

- ・医療機関などを受診するときに必要な被保険者資格情報は、マイナンバーカードで受診いただくためのシステムに既に登録されています。そのため、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードで安心して医療機関などを受診いただけます。
- ・今回、東京都の後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているマイナンバー（下4桁のみ表示）を、同封の「個人番号のお知らせ」でお知らせいたします。万が一、異なっている場合には、表面のお問合せ先までご連絡ください。
- ※ マイナンバーカードで受診いただくためのシステムに登録されているご自身の保険証の情報（被保険者資格情報）は、マイナポータルにログインして「健康保険証情報」のページをひらくことで確認することができます。
- ※ マイナンバーをお電話で直接お答えすることは出来ません。ご自身のマイナンバーは、マイナンバーカードや個人番号通知書、マイナンバー入りの住民票などでご確認いただけます。
- ※ 「個人番号のお知らせ」は6月中旬頃に一括で作成しているため、6月中旬以降に資格情報に変更があった方は同封されていない場合がありますが、東京都の後期高齢者医療制度において把握しているマイナンバーにより被保険者資格情報を既に登録していますので、お知らせが同封されていなくてもマイナ保険証を医療機関などでご利用いただけます。

「保険証はこちらです。」
ミシン目に沿って切り取ってください。



令和6年7月

後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている 個人番号（マイナンバー）のお知らせ

東京都後期高齢者医療広域連合

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、右のとおりです。

【本お知らせに関するお問合せ先】

広域連合お問合せセンター：0570-086-519

※万一、ご自身の個人番号（マイナンバー）と異なっている場合は、宛名台紙に記載のお問合せ先までご連絡ください。

対象となる被保険者

被保険者番号	被保険者証の券面記載氏名

後期高齢者医療制度として登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）

個人番号（マイナンバー）

（注）上記、個人番号は後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁（令和6年6月時点）を表示しています。

裏面

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎（じん）臓・脾（すい）臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

注 意 事 項

- 1 保険証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口でマイナンバーカードを提示してオンライン資格確認を受けるか、保険証を提出してください。
- 3 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに保険証を市区町村に提出してください。
- 4 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、保険証を添えて、東京都後期高齢者医療広域連合あての届書を、市区町村に提出してください。
- 5 有効期限を経過したときは、保険証を使用することはできません。また、有効期限を経過した保険証を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があります。
- 6 東京都後期高齢者医療広域連合の検認または更新のため、保険証の提出を求められたときは、速やかに、市区町村へ提出してください。
- 7 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、保険証を返還していただくことがあります。
- 8 不正に保険証を使用した者は、刑法（明治40年法律第45号）により詐欺罪としての懲役の処分を受けることがあります。

お 願 い

- 保険証の記載事項を確認してください。ただし、記載されている字と戸籍上あるいは住民票上の字とは異なる場合がありますので、ご了承ください。
- 後期高齢者医療制度の詳細については、同封の小冊子「後期高齢者医療制度のしくみ」などをお読みください。

【お問合せ先】

- ・ お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口（表面参照）

- ・ 広域連合お問合せセンター

電話番号：0570-086-519

（PHS・IP電話の方は、03-3222-4496）

FAX番号：0570-086-075

令和6年12月2日から マイナンバーカードと健康保険証が 一体化されます

- 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、
紙の保険証の交付は終了となります。

→ 紙の保険証の取扱いは次のページをご覧ください

- 医療機関や薬局の窓口では、マイナ保険証をぜひご利用ください。

マイナ保険証とは？

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関や薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

※ 初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。

◆ マイナ保険証の利用方法

- ① 医療機関や薬局の受付で、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードを、備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
- ② マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、資格情報をオンラインで確認します。
- ③ カードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

マイナ保険証を使うメリット



1. 医療費を20円節約できる

マイナ保険証を使うと、紙の保険証よりも皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

2. より良い医療を受けることができる

医療機関や薬局で過去のお薬情報や健康診断の結果を共有できるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

3. 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証(3割負担)や限度額適用・標準負担額減額認定証(1割負担)がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※ このほかにも、マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報が閲覧できたり、確定申告の医療費控除手続きで医療費通知情報の自動入力ができるようになるなどのメリットがあります。

紙の保険証はどうなるの？

- 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されるため、令和6年12月2日から、紙の保険証の交付はいたしません。
- 令和6年12月1日時点でお手元にある有効な紙の保険証は、12月2日以降も保険証の有効期限まで引き続き使うことができます。ただし、住所や自己負担割合など、保険証の記載事項(資格情報)に変更があった場合は使えなくなります。
- 今回お送りする保険証は、有効期限が令和7年7月31日ですので、保険証の記載事項に変更がない場合は、最長で令和7年7月31日まで引き続き使うことができます。

後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	01234567	令和7年7月31日
住所	〒代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名	広域 花子	性別 女
生年月日	昭和5年12月30日	
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	令和2年8月1日	
交付年月日	令和6年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	39130001	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	公印

◆ 記載事項が変更となる場合の例

(左図の赤下線の部分)

- ・ お引越し(住所の変更)
- ・ 世帯構成の変更や所得の更正(一部負担金の割合の変更)

紙の保険証に関するQ&A

Q1 ニュースなどでは令和6年12月2日から最長で1年間(令和7年12月1日まで)は使えると聞いていたのに、どうして令和7年7月31日までしか使えないの？

A1 後期高齢者医療制度では、毎年8月1日を基準として自己負担割合を判定しているため、毎年8月に自己負担割合が変更となる被保険者の方が多くいらっしゃいます。今回交付する保険証の有効期限を令和7年12月1日としてしまうと、令和7年8月から自己負担割合が変更となる方の手元に、有効期間内にもかかわらず使えない保険証が残ってしまい、誤った資格情報で医療機関を受診してしまうおそれがあります。そのため、保険証の有効期限を令和7年7月31日までとし、有効期間内に使えなくなる保険証が手元に残らないようにしています。

Q2 令和6年12月2日以降に記載事項の変更があって紙の保険証が使えなくなりました。新しい資格情報で医療機関などを受診するためにはどうすればいいの？

A2 マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で最新の資格情報により受診することができます。新しい資格情報はマイナポータルで確認できるほか、今後「資格情報のお知らせ」(4ページ参照)という文書でお知らせする予定です。マイナ保険証をお持ちでない方は、医療機関などを受診するための資格情報を記載した「資格確認書」を交付いたします(次のページをご覧ください)。

マイナ保険証を持っていない人は どうやって医療機関などを受診するの？

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証または有効な紙の保険証のいずれもお持ちでない方には、資格情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。医療機関や薬局の窓口で提示することで、これまでの保険証と同じように受診することができます。

※ 東京都の後期高齢者医療制度の資格確認書は、これまでの保険証と同様、カード型（材質は紙、色付き）とする予定です。

- マイナ保険証をお持ちでない方のうち、令和6年12月2日以降に以下に該当する方には、申請いただくことなく、資格確認書を交付する予定です。

⇒ 令和6年12月2日以降、①新たに資格取得する方
②資格情報が変更になった方
③紙の保険証が使えなくなった方（有効期限切れ含む）

紙の保険証の有効期限が切れたとき（令和7年7月31日）にマイナ保険証をお持ちでない方には、申請いただくことなく、資格確認書を交付する予定です。

「マイナ保険証をお持ちでない方」とは

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除した方（令和6年秋頃予定）
- ・マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの方（カード本体の有効期限切れ含む）
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方

- マイナ保険証をお持ちの方であっても、以下に該当する方には、申請いただくことなく、資格確認書を交付する予定です。

- ・マイナンバーカードを紛失した方・更新中の方
- ・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方※

※ 上記のマイナ保険証での受診が困難である方は、申請により資格確認書が交付された場合、今後の有効期間の更新の際も申請いただくことなく資格確認書を交付する運用となる予定です。

※ マイナ保険証をお持ちの方で、資格確認書の交付を希望する方については、令和6年11月ごろから交付申請の受付を始める予定です。そのため、受付が始まるまでは資格確認書を交付することは出来ません。

受付を始めたときは、ホームページなどでお知らせいたします。

「資格情報のお知らせ」について

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの以下の方には、ご自身の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)をお送りする予定です。

⇒ 令和6年12月2日以降、①新たに資格取得する方
②資格情報が変更になった方
③紙の保険証が使えなくなった方(有効期限切れ含む)

その他の認定証などの取扱いについて

- 限度額適用認定証^{※1}および限度額適用・標準負担額減額認定証^{※2}については、令和6年12月2日以降、新規の交付は終了となります。

- ・令和6年12月1日時点でお手元にある有効な証は、12月2日以降も有効期限まで引き続き使うことができます。ただし、記載事項に変更があった場合は使えなくなります。
- ・マイナ保険証を利用することで、限度額を超える支払が免除されます。
- ・マイナ保険証をお持ちでない方は、申請により[※]、限度額の区分を記載した資格確認書の交付を受けて提示することで、限度額を超える支払が免除されます。

※ 限度額適用認定証などが毎年7月に継続して更新されてきた方について、資格確認書の交付対象である場合は、申請いただくことなく限度額の区分を記載した資格確認書を交付する予定です。

※1・2 医療機関や薬局の窓口で保険証と一緒に提示することで、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。※1は3割負担の方、※2は1割負担の方のうち決められた所得区分に該当する方が交付対象。

- 特定疾病療養受療証^{※3}については、令和6年12月2日以降も引き続き交付され、引き続き使うことができます。

- ・マイナ保険証を利用することで、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。
- ・このほか、申請により、特定疾病区分を記載した資格確認書を交付することもできます。

※3 特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方が交付対象。申請により認定されると、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円までとなります。また、特定疾病療養受療証には有効期限はございません。

お問合せ先

■ 東京都後期高齢者医療制度の保険証・資格確認書について

- ・広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519 (平日 8:30~17:00)
- ・お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口
(市区町村の担当窓口のお問合せ先は、同封の保険証の台紙に記載しています。)

■ マイナンバーカードに関するお問い合わせ

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (平日 9:30~20:00、土日祝 9:30~17:30)



マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは厚生労働省webサイトでもご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

区民委員会報告資料

令和6年6月26日

件名	後期高齢者医療被保険者証廃止に伴う短期証の有効期限について																							
所管部課名	区民部高齢医療・年金課																							
内 容	令和6年12月2日の後期高齢者医療被保険者証廃止に伴う、短期証の有効期限を以下のとおり報告する。																							
	1 現状および今後の対応 (1) 保険料の滞納者には通常の被保険者証（有効期限2年）よりも短い短期証（有効期限6ヵ月）を交付しており、現在の短期証の有効期限は令和6年7月31日である。【点線①】 (2) 次回の短期証の有効期間は、令和6年8月1日から令和7年1月31日までの6ヵ月間とする。【実線②】 ※ 東京都後期高齢者医療広域連合が国の通知に基づいて、更新時期、有効期限等を定めている。 (3) マイナ保険証を所持していない方には、本人の申請によらず資格確認書を交付する。【点線③】 2 保険証交付スケジュール <table><tr><td>R4. 8. 1</td><td>R6. 2. 1</td><td> 保険証一斉更新 R6. 8. 1 </td><td>保険証廃止 R6. 12. 2</td><td>R7. 1. 31</td><td>R7. 7. 31</td></tr><tr><td colspan="6"> 通常の保険証 (有効期限2年間) 1年間 </td></tr><tr><td colspan="6"> 短期証 (有効期限6ヵ月) 6ヵ月間① 6ヵ月間② </td></tr><tr><td colspan="6"> マイナ保険証 資格確認書 ③ </td></tr></table>	R4. 8. 1	R6. 2. 1	保険証一斉更新 R6. 8. 1	保険証廃止 R6. 12. 2	R7. 1. 31	R7. 7. 31	通常の保険証 (有効期限2年間) 1年間						短期証 (有効期限6ヵ月) 6ヵ月間① 6ヵ月間②						マイナ保険証 資格確認書 ③				
R4. 8. 1	R6. 2. 1	保険証一斉更新 R6. 8. 1	保険証廃止 R6. 12. 2	R7. 1. 31	R7. 7. 31																			
通常の保険証 (有効期限2年間) 1年間																								
短期証 (有効期限6ヵ月) 6ヵ月間① 6ヵ月間②																								
マイナ保険証 資格確認書 ③																								